

可燃物処理施設立地促進基金の活用状況について

(H31.3.31 現在)

1. 地権者集落に対する地域振興負担金

地権者集落6集落が稼働予定期間(30年間)の地域コミュニティー、健康増進、防災安全等を行う経費を支援するため、各集落一律に支払ったもの。

(単位:千円)

支払済額	備 考
294,000	1集落49,000千円×地権者6集落=294,000千円

2. 地域活性化事業交付金

東部広域が実施又は地権者集落等が地域振興を図るために実施する事業等に対し支援したもの。

(単位:千円)

事業内容	支払済額
公民館の新築・リフォーム (山手、加賀瀬、上山手、今在家、郷原、釜口)	82,676
広場の整備 (加賀瀬、三谷、釜口、高津原)	40,905
倉庫の整備 (今在家、郷原、三谷、高津原、福和田、片山)	22,796
防犯灯のLED化 (徳吉、山手、上山手、今在家、郷原、三谷、釜口、高津原、福和田、片山、加賀瀬)	11,415
地元管理道・水路改修 (山手、郷原、三谷、釜口、高津原、福和田、片山)	77,553
有線放送機器等の更新 (徳吉、山手、上山手、今在家、郷原、三谷、釜口、高津原、福和田、片山、加賀瀬)	18,267
消火栓ボックスの更新 (山手、郷原、三谷、福和田、片山)	4,382
農業用機械の購入 (徳吉、釜口)	9,028
可燃物処理施設検討対策協議会への交付金	4,500
合 計	271,522

3. 鳥取市が実施した周辺環境整備への負担金

(単位:千円)

事業内容	支払済額
市道改善事業に伴う負担金	20,902
合 計	20,902

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設立地促進基金条例

平成 14 年 3 月 1 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 本組合が建設する可燃物処理施設(以下「施設」という。)の建設の円滑化に資するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設立地促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平 16 条例 4・平 23 条例 2・一部改正)

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平 16 条例 4・一部改正)

(処分)

第 6 条 基金は、施設の周辺環境整備を行う組合を組織する市町に施設周辺環境整備交付金を交付する場合及び本組合が施設の建設の円滑化に資するための施策を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(平 23 条例 2・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平 16 条例 4・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 15 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 16 日条例第 2 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

地域活性化事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が交付する地域活性化事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取県東部広域行政管理組合財務規則（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合規則第12号）第6条で準用する鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、本組合の構成市町の関係集落等が地域活性化のために行う事業に対して交付することにより、鳥取県東部広域行政管理組合規約（昭和53年鳥取県知事許可）第3条に規定する本組合が共同処理する事務（以下「共同事務」という。）の推進を図ることを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本交付金の対象となる事業は、本組合が共同事務を推進する場合において、本組合の構成市町の関係集落等が行う事業で、管理者が必要と認めたものとする。

(交付対象者)

第4条 本交付金の対象となる者は、前条に規定する事業（以下「交付対象事業」という。）を実施した本組合の構成市町の関係集落等とする。

(交付対象額)

第5条 本交付金の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費のうち、関係集落等が負担する経費の全額又は管理者が必要と認めた額とする。

(交付申請)

第6条 本交付金を受けようとする者は、規則第4条の規定により交付申請を行うものとし、交付申請に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

第7条 規則第9条第1項の管理者が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出を要しない事業)

第8条 交付対象事業実施後に交付申請が行われる場合は、規則第10号第1項第3号に規定する管理者が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、交付対象事業完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第3号及び様式第4号によるものとする。

3 交付対象事業実施後に交付申請が行われる場合は、規則第12条ただし書きに規定する管理者が指定する場合とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか本交付金に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。